

矢吹町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和6年3月改定

矢 吹 町

目 次

第 1 章	はじめに	1
1	計画改定にあたって	1
2	改定のポイント	1
第 2 章	地球温暖化に関する動向	2
1	国際的な動向	2
2	我が国の動向	2
3	福島県の動向	2
第 3 章	計画の基本的事項	4
1	計画策定の目的	4
2	計画の位置づけ	5
3	これまでの経緯	6
4	計画期間及び基準年度	7
5	計画の対象とする事業の範囲	7
6	対象とする温室効果ガス	7
第 4 章	二酸化炭素排出量・エネルギー使用量	9
1	二酸化炭素ガス排出量の推移	9
2	エネルギー使用量	10
第 5 章	温室効果ガスの削減目標	11
1	方針	11
2	目標設定の考え方	12
3	削減目標	12
第 6 章	温室効果ガスの削減に向けた取組	13
1	庁舎・施設での取組	13
2	役場業務における省エネルギーの取組推進	15

第7章 計画の進捗管理	16
1 推進体制.....	16
2 進捗管理の仕組み.....	17

参考資料

1 矢吹町地球温暖化対策推進本部設置要綱.....	18
2 温室効果ガス削減取り組み状況に関するチェック表.....	20

第1章 はじめに

1 計画改定にあたって

矢吹町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）に基づき、矢吹町役場内での取り組みとして、事務事業における温室効果ガス排出量の削減を目的に、2018年度（平成30年度）に「矢吹町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、各種の省エネルギー行動の実践や町内学校等への太陽光発電の導入をはじめとする取組を推進してきました。

地球温暖化問題をめぐっては、国際社会や我が国においてカーボンニュートラルを目標とする動きが広まるなど大きく情勢が変化しており、従来の矢吹町の事務事業における温暖化対策では不十分となっています。

そのため、これらの社会情勢の変化等を反映し、計画の見直しを行うものです。

2 改定のポイント

（1）基準年度・目標年度の変更

前計画においては、削減目標に関する基準年度を平成28(2016)年度としていましたが、国や福島県との削減目標の整合を図るため、基準年度を平成25(2013)年度に変更しました。

あわせて、目標年度についても令和12(2030)年度に変更しました。

（2）目標値の大幅な上方修正

前計画の削減目標は二酸化炭素排出量を令和5(2023)年度までに平成28(2016)年度比で5パーセント削減することを目標としていました。

今回の改定においては、地球温暖化を取り巻く状況の変化、国や県における目標値等を踏まえ、以下のとおり大幅に上方修正しました。

令和12(2030)年度 温室効果ガス排出量削減目標

2013年度比 50%以上削減とし、さらなる高みとして64%削減を目指す。

（3）ハード面の対策の強化

前計画の取り組みは、主に職員の省エネルギー行動の実践によるところが大きく、温室効果ガスの大幅な削減は望めない内容となっていたことから、省エネルギー導入、再生可能エネルギーの導入などの建築物等に関するハード面の対策を強化しました。

第2章 地球温暖化に関する動向

1 国際的な動向

(1) パリ協定

地球温暖化問題に関し、国際的には2015年（平成27年）に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（以下、締約国会議を「COP」という。）がパリで開催され、地球温暖化対策の国際的な枠組みとしてパリ協定が採択され、気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることが目標として掲げられました。

(2) 1.5℃特別報告書及びグラスゴー気候合意

平成30(2018)年に公表された気候変動に関する政府間パネルが公表した「1.5℃特別報告書」では、気温の2℃上昇と1.5℃上昇では気候変動のリスクに大きな差があること、1.5℃上昇の水準に抑えるためには、2050年頃に二酸化炭素排出量を正味ゼロとすることが必要であることが示されました。

これを受け、2021年に英国・グラスゴーで開催されたCOP26では、成果文書であるグラスゴー気候合意には「2100年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5度以内に抑える努力を追求していくこと」が盛り込まれ、世界各国で2050年ごろにカーボンニュートラルを目指す動きが広まりました。

2 我が国の動向

国は、近年の国際動向を受け、2020（令和2）年10月に、政府は2050（令和32）年にカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。2021（令和3）年には、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）が改正され、2050年カーボンニュートラルが基本理念として法に位置づけられました。

さらに、2021（令和3）年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下、「政府実行計画」という。）が閣議決定され、2030（令和12）年の温室効果ガス排出目標が50%削減（2013（平成25）年度比）に見直され、その目標達成に向け、太陽光発電の導入や新築建築物のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）（※）化等の様々な施策を率先して実行していくこととしています。

※ ZEB…Net Zero Energy Building の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

3 福島県の動向

福島県においては、2021年2月に、知事が2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロとする「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言し、令和5年3月に改定した「福島県地球温暖化対策推進計画」では、県域全体の温室効果ガスの排出量を2013年度比で50%削減を掲げています。

県の事務事業における地球温暖化対策計画である「ふくしまエコオフィス実践計画」の改定では、事務事業により排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに64%削減することを目標とします。

第3章 計画の基本的事項

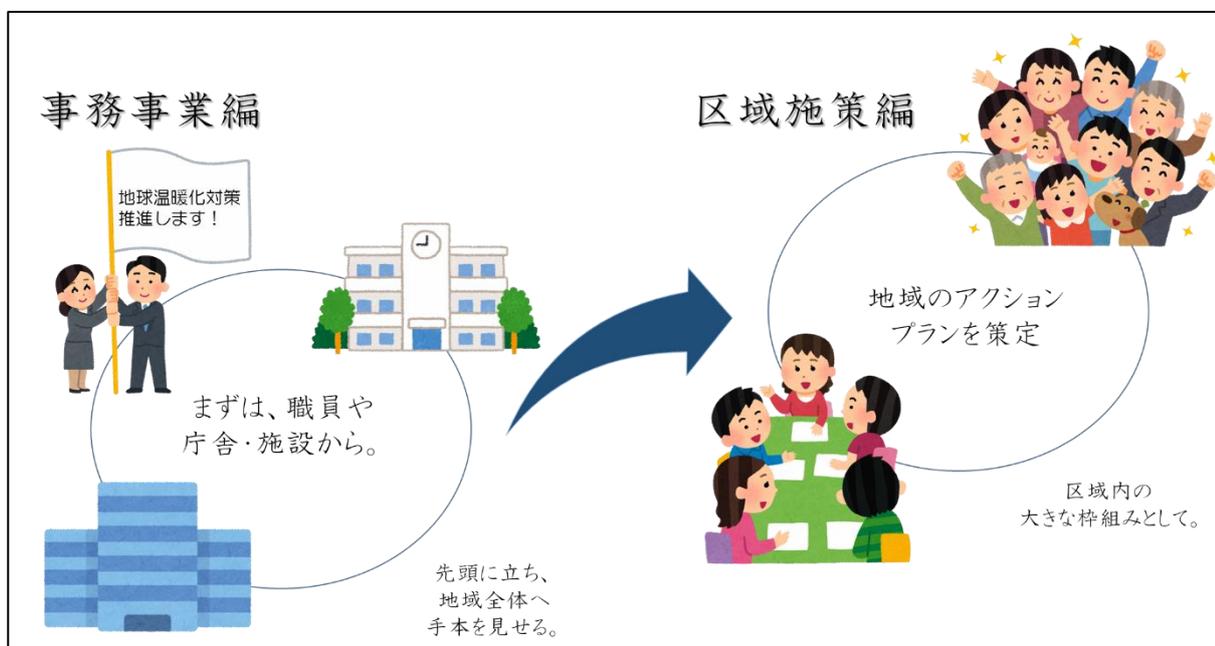
1 計画策定の目的

矢吹町では、「温対法」に基づき、矢吹町役場庁舎等の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量の削減（抑制）を目的に、「矢吹町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、取り組みを推進していきます。

◆「地方公共団体実行計画」の“事務事業編”とは？◆

地方公共団体実行計画には、“事務事業編（全ての地方公共団体に策定が義務付けられる）”と“区域施策編（特例市未満の市町村は策定の努力が求められる）”があります。“事務事業編”では、地方公共団体自ら事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の措置を掲げます。この措置を行うことで、温室効果ガスの削減につながるのはもちろん、結果的に光熱水費等のランニングコストの削減や施設管理の効率化が図れます。

また、“事務事業編”を含む実行計画は、措置や施策の実施状況の公表による見える化を図る必要があります。これは、地方公共団体の取組みが地域全体の模範となることを示唆しています。地方公共団体が“事務事業編”で意欲や成果を見せることで、地域への波及効果が見込めます。



※実行計画における“事務事業編”と“区域施策編”の概略イメージ図

2 計画の位置付け

本計画は、温対法に基づく法定計画として策定するものであり、矢吹町の全ての事務事業の基本となります。また、最上位計画である「第6次矢吹町まちづくり総合計画（平成28年3月策定）」においては、自然環境の保全（再生可能エネルギーの推進等）が示されており、地球温暖化対策の推進は必要条件であると考えられます。

なお、令和6年4月より、「第7次矢吹町まちづくり総合計画」の計画期間になりますが、第7次総合計画の内容と整合を図りながら、地球温暖化対策を推進していきます。

また、地球温暖化対策の推進にあたっては、「矢吹町ごみ減量化推進計画（平成29年1月策定）」で示されている「もったいない精神で資源を大切にし、地球環境保全に貢献するまち」の実現に向け、本計画と「矢吹町ごみ減量化推進計画」が別々の方向で進むのではなく、地球環境保全のため連携・連動し、共に課題を解決していきます。

《第6次まちづくり総合計画（抜粋）》

【基本構想】2016年度（平成28年度）～2023年度（平成35年度）

【前期基本計画】2016年度（平成28年度）～2019年度（平成31年度）

【後期基本計画】2020年度（平成32年度）～2023年度（平成35年度）

[計画は抜粋]

2 「支えあい」の分野

1 「自然環境の保全」の施策

矢吹町は豊かな自然と町民が共存し、生活を営んでいる町です。リサイクルの推進や、再生エネルギーの推進、自然環境の保全、動物の愛護などを図り、自然の恵みを保全・活用できる町を目指します。

《矢吹町ごみ減量化推進計画（抜粋）》

[計画は抜粋]

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

本町では、次世代に豊かな環境を引き継ぐため、「人・モノ・自然」を大切にする「遺魂し」の心を活かして「ごみゼロのまち」を目指しております。

「もったいない精神で資源を大切にし、地球環境保全に貢献するまち」の実現に向け、ごみの減量化に関し「矢吹町ごみ減量化推進計画」を策定するものです。

3 これまでの取組の経緯

矢吹町では、平成 19 年度に策定した財政再建 3 ヶ年計画に基づき、水道光熱費・燃料費の大幅な削減を行いました。また、役場本庁舎にデマンド通報システムや太陽光発電システム、庁内照明や外灯の L E D 化等の最新技術を積極的に導入し、継続的に温室効果ガス排出の削減に取り組んでいます。

※主要な事務事業

事務事業等名称	事務事業等の概要
住宅用太陽光発電システム導入促進事業 (まちづくり推進課)	一般住宅への太陽光発電システムの設置に掛かる費用の一部補助を行う。
ペットボトルキャップの回収 (教育振興課、子育て支援課)	矢吹中学校、矢吹小学校、善郷小学校、中畑幼稚園にてペットボトルのキャップ回収を行う。
矢吹小学校の省エネルギー化及び長寿命化の推進 (教育振興課)	環境配慮技術を積極的に導入しながら大規模改修を行い、省エネルギー化及び長寿命化の両立を図った。
給食施設整備事業 (教育振興課)	老朽化した給食室を統合し、消費電力等の抑制を図る。

4 計画期間及び基準年度

(1) 計画期間

計画期間は2030年度（令和12年度）までとします。

なお、実行計画の実施状況や社会情勢の変化等に大きな変化があった場合には計画の見直しを行うこととします。

(2) 基準年度

計画の基準年度は、平成25（2013）年度とします。

5 計画の対象とする事務事業の範囲

本実行計画は、本町が行う全ての事務事業を範囲とし、下記の部局を含めた組織及び施設並びに車両を対象とします。

(1) 対象とする事務事業を行う部局

- ①町長部局
- ②教育委員会部局
- ③議会事務局部局
- ④農業委員会部局

(2) 対象とする施設

全施設

(3) 対象とする車両

全車両

6 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの総排出量の算定にあたり、温対法第2条第3項では、次の7種類の温室効果ガスを対象としています。

ただし、CO₂以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が極めて小さいこと、また、その排出源が多岐にわたる等の理由から算定が困難であるため、本計画で対象とする温室効果ガスは、CO₂とします。

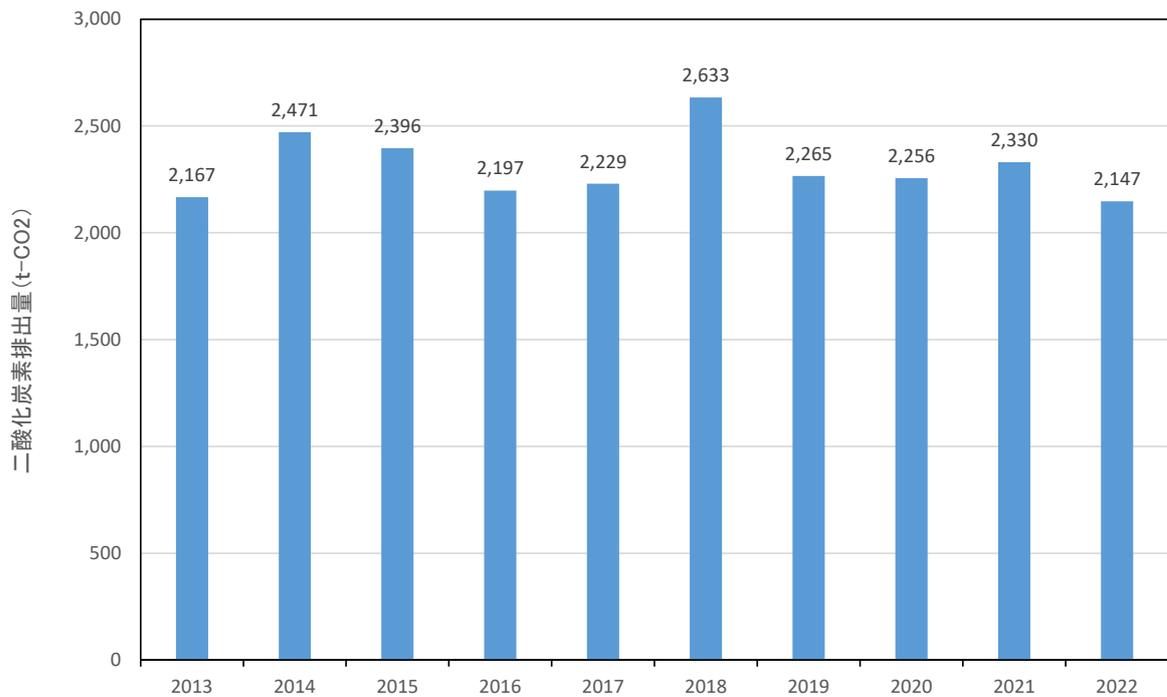
《 計画の対象とする温室効果ガス（温対法第2条第3項） 》

ガスの種類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、温対法で対象とされる7種類の温室効果ガスの中でも温室効果への影響が最も大きい。また、廃プラスチック類の焼却等によっても排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等、廃棄物の埋立等により排出される。CO ₂ と比べると重量当たり28倍の温室効果がある。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。CO ₂ に比べると重量当たり265倍の温室効果がある。
ハイドロフルオ カーボン (HFC)	主に冷媒や発泡剤、洗浄剤として利用されており、身近なところではカーエアコンの使用・廃棄時に排出される。CO ₂ と比べると重量当たり4～12,400倍の温室効果がある。
パーフルオカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時に排出される。CO ₂ に比べると重量当たり約6,630～11,100倍の温室効果がある。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時に排出される。CO ₂ と比べると重量当たり約23,500倍の温室効果がある。
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。

第4章 二酸化炭素排出量・エネルギー使用量

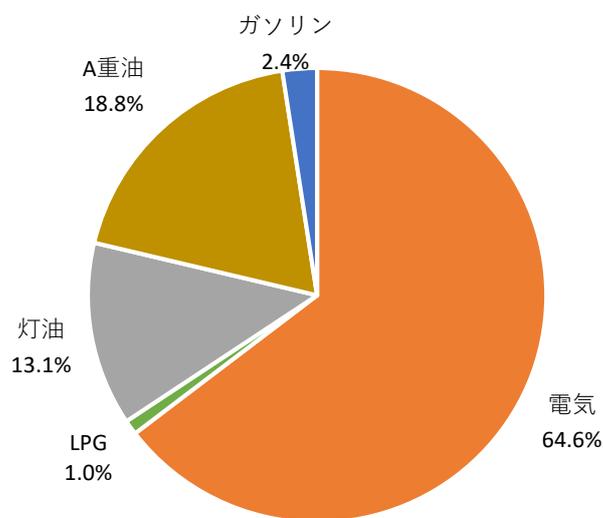
1 二酸化炭素排出量の推移

本町のCO₂排出量は、基準年度である2013年度において2,167 t-CO₂、2022年度において2,147 t-CO₂となっています。CO₂排出量のエネルギー別の内訳は、電気が64.6%、A重油が18.8%、灯油が13.1%などとなっています。



注：電気の使用に伴う排出量は基礎排出係数を使用して算定した。

CO₂ 排出量の推移



CO₂ 排出量のエネルギー別内訳 (2022年度)

2 エネルギー使用量

本町のエネルギー使用量は、2022年度において合計 21,601GJ となっています。エネルギー別の内訳は、電気が 48.5%、A 重油が 27.0%、灯油が 19.2% などとなっています。

エネルギー使用量（2022 年度）

種類	使用量 (GJ)	割合 (%)
電気	10,467	48.5
LPG	379	1.8
灯油	4,138	19.2
A 重油	5,838	27.0
ガソリン	779	3.6
合計	21,601	100.0

第5章 温室効果ガスの削減目標

1 方針

矢吹町では、温室効果ガス排出量を削減（抑制）していくために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

矢吹町第6次まちづくり総合計画における矢吹町の将来像

「未来を拓く日本三大開拓地さわやかな田園のまち・やぶき」～風景を残し守る～

矢吹町は、日本三大開拓地の1つとして、現在も広大な美田を有する町です。

この豊かで広大な田畑・自然を守り育ていくために、矢吹町では「矢吹町地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進するとともに、全ての環境法令等を遵守します。

基本方針

1 職員一人ひとりの取組の励行

職員一人ひとりが職場での事務事業の執務の際、あるいは庁舎や施設等の設備機器の運転等を適切に行い、温室効果ガス排出量の削減（抑制）を推進します。

2 継続的な改善

職員等の取組状況を確認しつつ、エネルギー使用量等に基づき温室効果ガス排出量を算定し、その削減（抑制）を進めるために継続的に改善していきます。

3 取組の公表

住民や事業者等への率先垂範となるべく、温室効果ガス排出量の実態や取組成果等を広く公表し、見える化を進めます。

平成31年3月

2 目標設定の考え方

温室効果ガス排出量の削減目標数値の設定にあたっては、職員一人ひとりによる温室効果ガスの削減のための日常行動の定着に加え、公共施設における照明・空調等設備の運用改善の徹底や再生可能エネルギー設備の導入、LED照明をはじめとする高効率機器の導入による効果を見込み、区域施策編と整合を図って削減目標を定めます。

なお、国では、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3（2021）年10月閣議決定）において、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で、50%削減することを目標としています。

また、福島県においては平成25（2013）年度を基準として、事務事業により排出される温室効果ガスの総排出量を令和12（2030）年度までに64%削減することを目標とします。

3 削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標は、国及び福島県の目標を踏まえ、以下のとおりとします。

令和12（2030）年度 温室効果ガス排出量削減目標

2013年度比 50%以上削減とし、
さらなる高みとして64%削減を目指す。

第6章 温室効果ガス削減に向けた取り組み

1 庁舎・施設等での取り組み

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に更新することが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運営改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理職員等は次の取り組みを推進します。

① 公共施設の省エネルギー化の推進

ア 環境配慮型公共施設の整備促進

修繕・改修時における省エネ診断等の実施により費用対効果の高い再エネ設備や高効率空調等の省エネ設備等の導入を推進します。

また、太陽光発電設備等の導入やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の検討など、環境に配慮した公共施設の整備を推進します。

イ 公共施設等のLED化の推進

施設修繕のタイミングに合わせたLED照明の導入や、本町が設置する街路灯、公園灯の夜間照明のLED化等の実施により公共施設等のLED化を推進します。

② 公用車への次世代自動車の率先導入

公用車の導入にあたっては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車等を優先的に導入します。

③ 庁舎等における再生可能エネルギー等の利用の推進

ア PPA・リース手法を用いた再生可能エネルギー設備の導入促進

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等を活用し、初期費用の発生しないPPA・リース手法による太陽光発電設備設置を推進します。

イ 再生可能エネルギー設備の維持管理

学校を始めとする公共施設に設置した太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備について、長期間使用できるよう適切な維持管理を行います。また、将来的な入替を踏まえた廃棄費用の積み立てなど、安定して再生可能エネルギーの導入ができるよう検討を行います。

ウ 公共施設における低炭素電力の調達

公共施設の電力契約を行う際は、再生可能エネルギー比率の高い電力などによる電力調達を推進します。

エ 更なるエネルギー活用等の調査・検討

ペロブスカイト太陽電池など、新たな技術を活用した脱炭素化について情報収集や検討を行います。

2 役場業務における省エネルギーの取り組み推進

① 職員の率先行動の徹底

電気・ガスなどの使用量の削減、コピー用紙使用量の削減、水道使用量の削減、一般廃棄物排出量の削減等の内容を中心に職員の率先行動を徹底します。

② グリーン購入の推進

環境への負荷が少ない物品の優先的な調達を推進します。また、電力、公用車等の調達、庁舎の維持・修繕等においてグリーン購入を率先して取り組むとともに、環境配慮契約を推進します。

③ リモート会議の推進

会議等のリモート化を積極的に行い、移動に伴うエネルギー使用量を削減します。

④ 節電、電力需給対策の推進

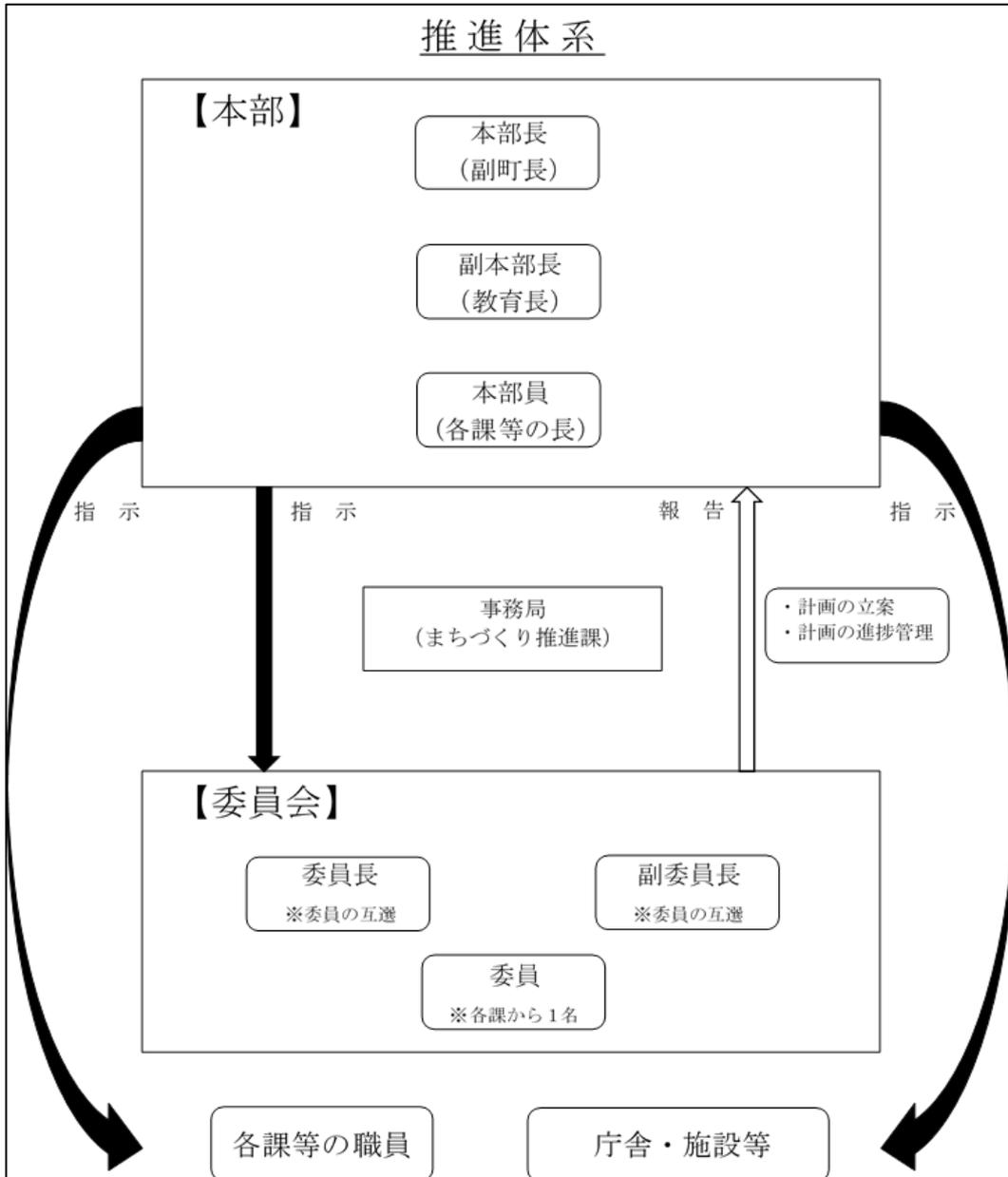
職員の日常的な節電に加え、夏季・冬季の電力需給対策において、国や関係機関からの節電への協力要請があった場合には関係各課に協力依頼を行うなど積極的に対応します。

第7章 計画の進捗管理

1 推進体制

(1) 矢吹町地球温暖化対策推進本部

矢吹町地球温暖化対策は、次の体制で協議・推進します。



(2) 矢吹町地球温暖化対策推進委員

各課に地球温暖化対策推進委員（以下、「委員」という。）を置き、温暖化対策推進の指示・連絡を行います。

2 進捗管理の仕組み

矢吹町地球温暖化対策実行計画では、年度ごとに取組を進捗管理できる環境マネジメントシステムを構築し、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に努めます。

(1) Plan (計画)

本町の事務事業に係る温室効果ガスの排出を抑制するため、矢吹町地球温暖化対策推進本部及び地球温暖化対策推進委員会を設置し、温室効果ガス削減目標達成のための推進体制の確認及び取り組み内容等の作成を行う。

(2) Do (実行)

推進委員は日頃から温室効果ガス削減目標のため、積極的に削減の取り組みを行い、課内の模範となるよう努力する。また、事務局は、6月の環境月間に併せ、6月を温室効果ガスの排出抑制の強化月間とし、職員等が削減の取り組みを行うよう、特に推進する。

(3) Check (点検・評価)

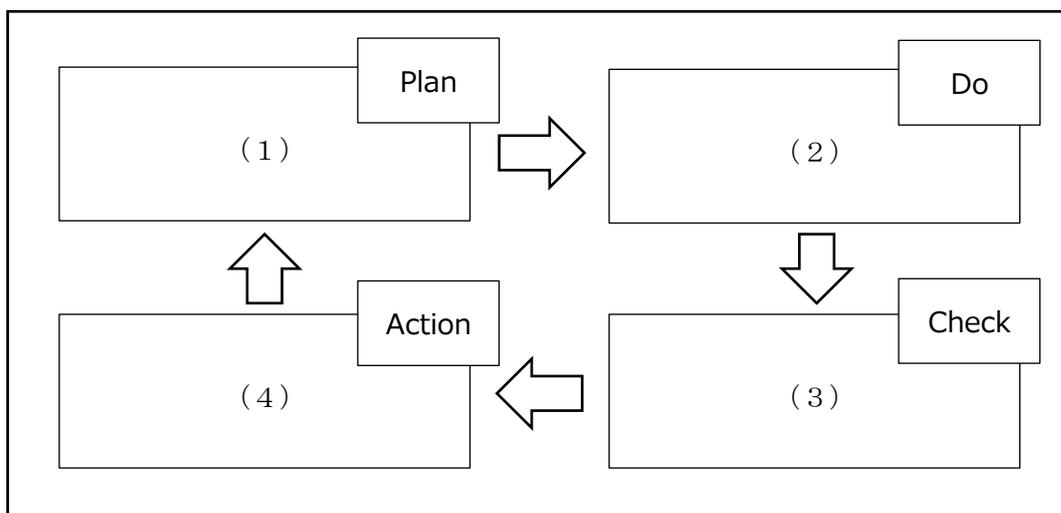
事務局は、庁内での取り組み状況について、別紙チェック表等を用いて点検する。なお、点検の手法や内容については、効果的なものとなるよう、随時検討する。

また、毎年対象施設の温室効果ガスの排出と基準年度からの削減量を把握し、年1回、推進本部会に報告を行い、評価を受ける。

(4) Action (見直し)

全体目標で掲げる5年を目途に、計画の見直し・改定を行う。

進捗管理の仕組み図



参考資料

矢吹町地球温暖化対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本町の事務事業に係る温室効果ガスの排出を抑制するため、矢吹町地球温暖化対策推進本部（以下、「本部」という。）を設置する。

(本部所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地球温暖化対策実行計画（以下、「実行計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 実行計画に基づく事業の実施並びに実行計画の点検及び見直し等に関すること。
- (3) その他、実行計画の推進に関し必要と認められること。

(本部組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、副町長をもって充て、副本部長は、教育長をもって充てる。
- 3 本部員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 本部の会議（以下、「会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(委員会)

第6条 本部に委員会を置く。

- 2 委員は、主査職以上にあるものとし、別表に掲げる者の推薦により組織する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会所掌事務)

第7条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 温室効果ガスの排出量調査及び取組項目等に関すること。

(2) 実行計画に基づく事業の実施、点検、運用等実行計画の推進に関すること。

(報告)

第8条 委員長は第7条に規定する事項の所掌事務の過程及び結果について、会議に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 本部及び委員会の庶務は、まちづくり推進課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部及び委員会の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第37号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第30号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第3条・第6条関係)

本部員	総務課長 企画・デジタル推進課長 まちづくり推進課長 総合窓口課長 税務課長 保健福祉課長 農業振興課長 商工観光課長 都市整備課長 上下水道課長 議会事務局長 教育振興課長 生涯学習課長 子育て支援課長
-----	---

温室効果ガス削減取組み状況に関するチェック表

記入日： 年 月 日

対象期間： _____

担当課： _____

氏名： _____

【回答方法】

1 4点法で数値に○印をする。

1：実施していない 2：あまり実施していない 3：概ね実施している 4：実施している

2 ①～⑧の点数の合計点を記入する。

《エネルギー使用量削減の取組》

	実施して いない	あまり 実施して いない	概ね 実施して いる	実施 している
① 電気をこまめに消灯する、使用しない事務機器の電源を切る等を行った。	1	2	3	4
② クールビズ・ウォームビズなど、気温・室温に合わせた服装に心掛け、エアコンやストーブの使用を控えた。	1	2	3	4
③ ノー残業デイ（ウィーク）の際は、早い退勤に心掛け、無駄な電気の使用を控えた。	1	2	3	4
④ 公用車の使用の際は、車内空調の適正化に努め、エコドライブを行った。	1	2	3	4
⑤ 会議等のリモート化を実施し、移動に伴うエネルギー使用量の削減を行った。	1	2	3	4

《廃棄物量削減の取組》

⑥ フラットファイル等のファイルは再利用をし、購入の際は、環境負担の少ない物にした。	1	2	3	4
⑦ 会議資料等の電子化を実施し、印刷物を最小限に控えた。	1	2	3	4
⑧ 課内で選択した、「今後強化したい取組み」内容に関して、特に注力して行った。	1	2	3	4

合計点

/ 24点

※御協力ありがとうございました。提出はまちづくり推進課までお願いします（添書は不要）。